

沿革

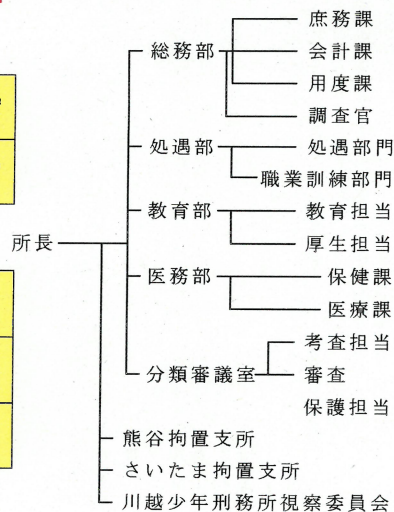
- 明治35年 埼玉県監獄川越支署を少年監とし、幼年囚を収容
(翌年「川越児童保護学校」の標札を掲げる)
- 40年 川越町脇田本町(現在の川越駅付近)に移転
- 41年 「刑法」・「監獄法」の施行
- 大正11年 川越少年刑務所と改称
- 昭和24年 「少年法」の施行
- 44年 現在地に新築移転
- 47年 受刑者の収容基準が、26歳未満(少年を含む)で、
犯罪傾向の進んでいない、刑期8年未満の男子となる。
総合職業訓練施設に指定
- 57年 東京矯正管区のカテゴリセンター(現在の名称は調査セン
ター)に指定
- 平成18年 「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行
性犯罪再犯防止指導の推進基幹施設に指定
- 平成19年 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」
の施行
- 平成22年 受刑者の収容基準のうち、刑期について10年未満と
なる。



施設の規模・組織

敷地 総面積	170,197 m ²
延床 面積	60,351 m ²

収容員 定員	既決	1,306名
	未決	205名
	計	1,511名



刑務所・少年刑務所とは

全国に、法務省の所管の施設として、刑務所58、少年刑務所6、
拘置所8、社会復帰促進センター4があります。これらの施設を刑事
施設と呼びます。

刑事施設では、裁判で懲役、禁錮などの刑罰を言渡された者を収容
して処遇し、再び罪を犯さない人として社会復帰させることを目的と
して改善更生の意欲の喚起と社会適応能力の育成に努めています。
なお、拘置所は、主として裁判中の被告人を収容しています。

社会とのつながり



教誨師による宗教行事



篤志面接委員による指導



情操を育み、人間性を豊かに
する演芸・音楽等の行事



「ウェスタ川越矯正展」では、
刑務所作業製品の即売を実施。
多くの近隣住民の方が訪れます。

受刑者の社会復帰について
御理解と御協力をお願い申し上げます。

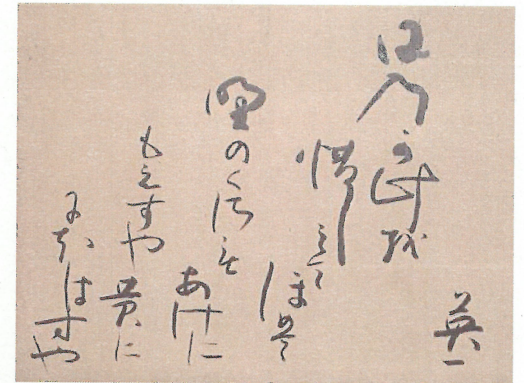
法教育マスコットキャラクター

「ハウリス君」



社会復帰する日まで

真心こめて一生懸命努力すれば 更生への道が開ける



少年の像「健やか」
(昭和31年建立)

「日のかけを 惜しみてはめて
野のくさも あげに
もえずや 黄に
にほわずや」
(法学博士 牧野英一 書)

川越少年刑務所

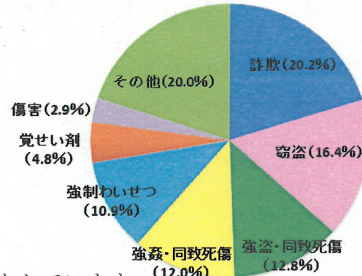
〒350-1162
埼玉県川越市南大塚6丁目40番地1
電話 049-242-0222
FAX 049-240-1139

川越少年刑務所の特徴

当所の処遇対象者は原則として26歳未満で犯罪傾向の進んでいない刑期10年未満の男子受刑者であり、いわば『青少年刑務所』です。対象者の年齢、犯罪傾向等の特性にふさわしい教育的処遇を実施し、改善更生の意欲を喚起しつつ社会生活に適応する能力の育成に努めています。なお、少年受刑者については、個別担任制の下、各種教育的処遇を計画的に実施しています。

受刑者の概要(平成28年12月31日現在)

平均年齢 26.0歳
平均刑期 4.0年



当所は、このほか次の役割を果たしています。

◎調査センター

東京矯正管区管内で刑が確定した受刑者で、①16歳未満で執行すべき刑期が3年以上の者、②16歳以上20歳未満の男子で執行すべき刑期が1年以上の者(受刑歴が有る者、F指標の者は除く。)、③20歳以上26歳未満の男子で執行すべき刑期が1年6月以上の者(受刑歴が有る者、F指標の者、暴力団員は除く。)、④26歳以上30歳未満の男子で執行すべき刑期が10年以上で、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪によって刑に処せられた者(受刑歴がある者、F指標の者、暴力団員は除く)、⑤性犯罪者調査が必要と認められる男子について、約2か月かけて精密な処遇調査を実施しています。

◎総合職業訓練施設

全国の刑務所から応募した、職業訓練の必要性・適性がある受刑者に、理容科、自動車整備科、溶接科、CAD技術科など多目的の職業訓練を実施しています。専門的な知識・技能の修得とともに、各種資格・免許を取得させ、出所後の就職に役立たせます。

◎性犯罪再犯防止指導の推進基幹施設

当所と府中刑務所は、東日本の推進基幹施設に指定されており、性犯罪受刑者のうち問題性の大きい者に対して、特別改善指導として、6か月ないし10か月間、認知行動療法の専門的プログラムに基づいた指導を実施しています(西日本の推進基幹施設は加古川刑務所、大阪刑務所)。

入所から出所まで

入所時
(20日間)

処遇調査と処遇要領

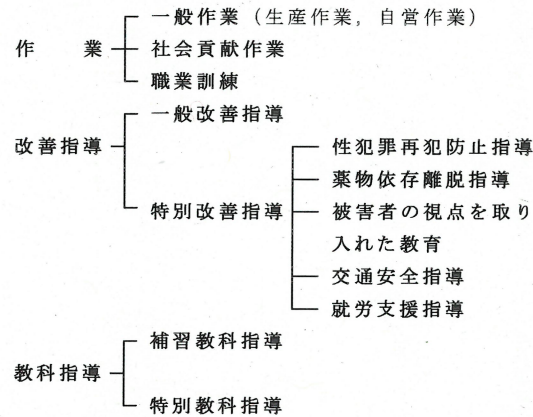
入所した受刑者の資質、経歴、環境、更生意欲などを調査し、社会復帰上の問題点を明らかにして、受刑者それぞれの処遇要領を定めます。

刑執行開始時の指導

2週間にわたって、受刑生活を有意義に送る心構えを持たせるためのオリエンテーションを行います。

矯正処遇

処遇要領に基づき、次のような矯正処遇を行います。



制限の緩和・優遇措置

自主性・自発性かん養するため、生活・行動に対する制限を、改善更生・社会復帰の見込みに従って順次緩和します。

また、受刑態度の評価に応じて、自弁物品、面会の時間・回数などについて優遇します。

当所の受刑者の多くは、刑期終了前に仮釈放によって出所します。

仮釈放は、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められる等の場合に許可されます。

釈放前の指導

施設内の開放的な場所で一般社会に近い生活をさせるとともに、処遇のまとめや、釈放後の生活の準備を行います。

中
間
期

出所時
(2週間)

1日の生活

起床・洗面	朝食	出室	矯正処遇の実施 (作業・改善指導・教科指導)	運動	昼食	矯正処遇の実施 (作業・改善指導・教科指導)	還室	夕食	余暇時間	就寝
6:40	7:50		12:00	12:30	16:30				21:00	

平日

矯正処遇の時間に運動(1日, 30分)、入浴(夏季:週3回, 冬季:週2回)、面会、治療などが行われます。

休日

土曜日、日曜日及び祝祭日には、作業等はなく、平日の余暇時間と同様の過ごし方のほか、演芸、音楽など季節に応じた各種行事が催されます。



献立の一例

(主食は、1日1600キロカロリー、米が7、麦が3の割合)



体育(体育祭)



職業訓練(自動車整備科)



少年受刑者の
農業科(園芸課程)訓練



特別改善指導(グループワーク)